



National center of Incident readiness and
Strategy for Cybersecurity

サイバーセキュリティ関係法令の調査検討等を 目的としたサブワーキンググループ 第一回会合

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター
平成31年2月8日

背景

- 近年、サイバー空間と実空間の一体化、事業のグローバル化等に伴い、**サイバーセキュリティに関わる法令が増加を続けており**、事業者が適切にサイバーセキュリティ対策を講じる上で、**経営層から実務者・技術者層に至るまで、サイバーセキュリティ関係法令の知識が不可欠である。**
- 一方で、**サイバーセキュリティの関係法令を取りまとめ、解説を施した資料が少ない**ため、サイバーセキュリティ対策を行う組織や専門家が全体を迅速かつ正確に把握することが困難な状況にある。
- 平成30年7月に閣議決定された新たなサイバーセキュリティ戦略においても、経営層に分かりやすくサイバーセキュリティ対策を訴求するための施策として、企業がサイバーセキュリティ対策の実施において参照すべき法制度に関する整理を行うとされた。

平成30年10月10日の普及啓発・人材育成専門調査会において、サイバーセキュリティ関係法令集の策定や、必要に応じてサイバーセキュリティに関する法的課題について、調査検討等を行うことを目的とした、「**サイバーセキュリティ関係法令集の策定等を目的としたサブワーキンググループ**」の設置が承認された。

普及啓発・人材育成専門調査会決定（平成30年10月10日調査会会長決定） [抜粋]

- 1 サイバーセキュリティ関係の実務に役立つ法令集の策定等を行うため、普及啓発・人材育成専門調査会の下に置かれたセキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループの下に、サイバーセキュリティ関係法令集の策定等を目的としたサブワーキンググループ（以下「サブWG」という。）を置く。
- 2 サブWGは、**サイバーセキュリティ関係法令集の策定**や、必要に応じてサイバーセキュリティに関する法的課題について、調査検討等を行う。

サブワーキンググループ委員

委員	大杉 謙一	中央大学大学院 法務研究科 教授
委員	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
委員	岡村 久道	英知法律事務所 弁護士 京都大学大学院 医学研究科 講師
委員	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
委員	小向 太郎	日本大学 危機管理学部 教授
委員	林 紘一郎	情報セキュリティ大学院大学 教授
委員	星 周一郎	首都大学東京 法学部 教授
委員	丸山 満彦	デロイトトーマツリスクサービス株式会社 代表取締役社長
委員	宮川 美津子	T M I 総合法律事務所 弁護士
委員	湯浅 壱道	情報セキュリティ大学院大学 教授

（平成31年2月現在、五十音順、敬称略）

目的

平時のサイバーセキュリティ対策及びインシデント発生時の対応に関する法令上の要求事項に加え、近年増加する情報の取扱いに関する法令や、情勢の変化、技術の進展に伴い生じている法的課題等について、平易な表記による解説を付して取りまとめた関係法令集を作成する。

法令集の対象

(1) 経営層

サイバーセキュリティ対策を事業継続や新たな価値創出に必要な投資の一環と考える事業者を増やすため、経営層の理解を促進することが不可欠である。

(2) 戦略マネジメント層

企業内でサイバーセキュリティを担当する部門の組織化が進んでいる現状に鑑み、サイバーセキュリティ対策に関する理解を企業全体に深くかつ効率的に浸透させていくため、サイバーセキュリティ対策を企画、立案し、経営層に必要な説明や助言を行う役割を担う「戦略マネジメント層」の理解を促進することが特に効果的である。

(3) 法務部門

法令対応を行う法務部門において、法令に関する基本的な理解を改めて確認することで、サイバーセキュリティ対策を的確かつ円滑に進めることが期待される。

方針

- 参考となる先例で取り上げているテーマを共有し、今回策定を目指す法令集において、どのようなテーマを取り扱うべきか等を検討する。
- テーマによっては、委員以外の有識者に対するヒアリング等を実施する。
- 内容について徐々に具体化を進め、最終的に、平易な解説を付して取りまとめた法令集をハンドブック（仮）として公開する。
- 作成したハンドブック（仮）については、今後の法改正等の動向を踏まえ、内容の追加や法改正の反映等、定期的に改訂を行うこととする。

スケジュール (案)

- 第1回（2月）
参考となる先例（情報セキュリティ関係法令の要求事項集）の概要を共有、本サブWGで扱うテーマを議論し、今後の検討方針を提示
- 第2回（4月）
法令集のコンセプトや目次案を提示
- 第3回（6月）
法令集の中間案を提示
- 第4回（8月）
法令集（第1版）の案を提示、サブWGとして決定を行い、公開を目指す

○サイバーセキュリティ基本法における「サイバーセキュリティ」

以下の3つが講じられ、その状態が適切に維持管理されていること

- ① **情報**の安全管理のために必要な措置（漏えい、滅失又は毀損の防止等）
 - ② **情報システム**の安全性及び信頼性の確保のために必要な措置
 - ③ **情報通信ネットワーク**の安全性及び信頼性の確保のために必要な措置
- （②、③については、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む）

○サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される**情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置**並びに**情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置**（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）**が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること**をいう。

- 平成21年6月に経済産業省が公開
- 情報セキュリティ関連法令を以下の観点から整理
 - ①いわゆる情報セキュリティの「CIA」
 - ・機密性（Confidentiality）
 - ・完全性（Integrity）
 - ・可用性（Availability）
 - ②情報を管理する事業者の立場からの類型分け
 - ・情報を管理する事業者に対して管理責任を課す類型（例：個人情報保護法など）
 - ・情報セキュリティを侵害する不正行為者に対して法的責任を問う類型（例：刑法など）

まずは当該要求事項集を議論の出発点としてはどうか。

1 法令集で取り扱う法令及びテーマ等について

(1) サイバーセキュリティ関係法令の類型分けの切り口

- ・いわゆる情報セキュリティの「CIA」の観点
- ・管理責任類型、加害行為規制類型

(2) 平成21年以降のサイバーセキュリティ関係の法改正

(3) 「情報セキュリティ関係法令の要求事項集」で取り上げていないが、法令集で取り扱うべきテーマ等

2 対象とする「法令」の範囲について

サイバーセキュリティに関しては、法的拘束力のある規範（いわゆるハードロー）ではなく、法的拘束力のない規範（いわゆるソフトロー）も数多く存在。

- ・法令集においてソフトローも対象とすべきか。
- ・対象にするとして、どのようなものを取り扱うべきか。

「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定) [抜粋]

4. 目的達成のための施策

4.1 経済社会の活力の向上及び持続的発展

4.1.1 新たな価値創出を支えるサイバーセキュリティの推進

(1) 経営層の意識改革

このような状況を踏まえ、官民が連携して、経営層に対してサイバーセキュリティ対策に関する説明や議論ができる人材を発掘・育成するとともに、経営層向けセミナー等を開催し、経営層の意識改革を促していく。また、国は、サイバーセキュリティに取り組む企業による宣言の促進や、類似の企業の対策状況と比較することで、自社に必要な対策を可視化するためのツールの整備など、経営層に分かりやすくサイバーセキュリティ対策を訴求するための施策を推進する。また、**学会等と連携しつつ、企業がサイバーセキュリティ対策の実施において参照すべき法制度に関する整理を行う。**

4.4 横断的施策

4.4.2 研究開発の推進

(1) 実践的な研究開発の推進

加えて、これらの技術的な研究開発にとどまらず、**例えば、サイバーセキュリティに関する法令解釈の明確化等、サイバーセキュリティ対策における制度上の課題に関する調査・研究を推進する。**

サイバーセキュリティに関する普及啓発及び人材育成に係る事項について、調査検討を行うため、普及啓発・人材育成専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

（平成27年2月10日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）

専門調査会委員

会長	後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学 学長
委員	鎌田 敬介	一般社団法人金融 I S A C 専務理事 / C T O
委員	小泉 カー	尚美学園大学 客員教授
委員	志済 聡子	環太平洋大学 次世代教育学部教育経営学科 教授 次世代情報センター センター長
委員	下村 正洋	日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 エンタープライズ事業本部 公共事業部長
委員		株式会社ディアイティ 取締役会長
委員		特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 理事・事務局長
委員		特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会 理事
委員		一般社団法人セキュリティ対策推進協議会 会長
委員	中西 晶	明治大学 経営学部 教授
委員	中谷 日出	日本放送協会 解説委員
委員	野口 健太郎	独立行政法人国立高等専門学校機構 本部事務局 教育研究調査室 教授
委員	藤本 正代	富士ゼロックス株式会社 パートナー
委員		情報セキュリティ大学院大学 客員教授
委員	宮下 清	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会 常務理事

（平成30年4月現在、五十音順、敬称略）

サイバーセキュリティを事業戦略の一つとした企業経営について検討するため、普及啓発・人材育成専門調査会の下に、セキュリティマインドを持った企業経営ワーキンググループを置く。

(平成27年12月14日普及啓発・人材育成専門調査会会長決定)

ワーキンググループ委員等

主査	<u>林 紘一郎</u>	情報セキュリティ大学院大学 教授
委員	<u>大杉 謙一</u>	中央大学大学院 法務研究科 教授
委員	<u>岡村 久道</u>	英知法律事務所 弁護士 京都大学大学院 医学研究科 講師
委員	落合 正人	SOMPOリスクマネジメント株式会社 サイバーセキュリティ事業本部 サービス推進部長
委員	野口 和彦	横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授 リスク共生社会創造センター長
委員	橋本 伊知郎	野村ホールディングス株式会社 参事 Co-CIO 野村証券株式会社 経営役 業務企画 兼 IT担当
委員	<u>丸山 満彦</u>	デロイト トーマツ リスクサービス株式会社 代表取締役社長
オブザーバー	梶浦 敏範	日本経済団体連合会 情報通信委員会 企画部会長代行・サイバーセキュリティに関する懇談会座長
	小松 靖直	日本商工会議所 情報化推進部 部長
	上野 耕司	一般社団法人サイバーリスク情報センター 産業横断サイバーセキュリティ人材育成検討会 会長
	関係省庁	(警察庁、金融庁、総務省、法務省、経済産業省)

(平成30年4月現在、敬称略)

※下線は、本サブワーキンググループの委員を兼任している委員